

錦町中学校部活動の地域移行（展開）に関する指針

※「土日の地域移行」（令和 8 年度～10 年度）版

令和 8 年 2 月

錦町教育委員会

○新たな地域クラブ活動

はじめに

令和 8 年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、国が示す「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に従い、錦町としての基本的な考え方や取組方針等を示すものである。

本町における中学生は、少子化の傾向が今後とも続き、現在の錦中部活動の維持が厳しい状況にある。今後教職員の「働き方改革」（給特法改正に伴う業務量管理）の流れとともに、その活動が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動（「にしきスポーツクラブ」仮称、以下「クラブ活動」）を整備する必要がある。

クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域で支えて行くという視点で、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について大枠を示す。本町においては、部活動の地域展開・地域移行について、それぞれの実態に応じて、関係者の共通理解を図り、できるところから取組を進めていくことが大切である。

新たな地域クラブ活動の在り方及び認定制度

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るため、学校関係者の理解の下、地域のスポーツ・文化団体等と連携・協力し、生徒の活動の場として、クラブ活動を行う環境を整備する。

クラブ活動を行う環境の整備は、各クラブ活動を統括する運営団体やクラブ活動の実施主体(※R8～R10においては、錦町教育委員会と錦中学校)が進める。

認定制度については、別綴資料を参照。ただし、町が自ら運営団体となる期間においては、各クラブ活動は認定したものとみなす。(国ガイドライン P8 参照)

その後(R11～R13)、運営団体・実施主体等の整備及び生徒のニーズ・実態に応じた運動種目・文化芸術分野の質の高い指導者の確保等に取り組む。

○適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

錦中学校部活動に所属している生徒及び、新たに希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

町は、関係者の協力を得ながら、将来的な地域展開のために運営団体・実施主体の整備をめざす。その際、運営団体・実施主体は、ジュニアスポーツクラブ、スポーツ協会、文化協会、各競技団体、民間事業者などを想定する。

また、地域学校協働本部や複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。

(3) 関係者間の連携体制の構築等

ア) 将来的な構想(平日も含めた地域移行・展開の実現)にむけて、関係者からなる協議会(「にしきスポーツクラブ推進協議会」)を実施し、定期的な情報共有・連絡調整及び連携のための体制を整備する。

イ) クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を策定し、公表する。また、協議会等の場も活用し、クラブ活動における活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(4) 指導者

① 指導者の質の保障

ア) 町は、生徒にとって好ましいクラブ活動の環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。また、各クラブの運営団体等は、生徒のニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ) 指導者は、関係機関と連携し、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

ウ) 各クラブの運営団体等は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合は、自らの相談窓口のほか、公共機関等の相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。また、運営団体とは別の第三者が相談を受け付け、連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

② 適切な指導の実施

- ア) クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。また、そのための指導・助言を適宜行う。
- イ) 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

③ 指導者の量の確保

- ア) クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- イ) 町は、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する県の人材バンクの活用を図るなど、クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

④ 教員等の兼職兼業

- ア) 町教育委員会は県教育委員会と連携し、クラブ活動の指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- イ) 兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。
- ウ) クラブ活動の運営団体・実施主体は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地の変更や、異動や退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、教員等の服務監督を行う教育委員会等と連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

(5) 活動内容

- ア) クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に

専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動など、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

- イ) クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重し、他の活動にも参画できるようにする。

(6) 適切な休養日等の設定

クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動とクラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

- ア) 学校の学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- イ) 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- エ) 休養日及び活動時間等の設定については、学校の定期試験前の一定期間等、各部共通、学校全体共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

(7) 活動場所

- ア) 町教育委員会は、学校施設の管理運営については、学校と緊密に連絡の上、クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。
- イ) 町は、クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について利用しやすい環境づくりに努める。
- ウ) 町教育委員会及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による前記協議会等を通じて、クラブ活動の際の利用ルール等の策定について検討する。

(8) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ア) クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定に努める。その際、例えば、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進していくことも考慮する。
- イ) クラブ活動の運営団体・実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(9) 保険の加入

クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。(R8～R10においては、公民館総合補償制度により補償する)

また、各クラブにおいては、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、個別に適切な保険に加入することにより、補償制度を補完することも考えられる。

○学校との連携

- ア) クラブ活動は、生徒のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。
- イ) クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教員の知見も活用する。
- ウ) 町教育委員会等は、クラブ活動が前記に示した内容に沿って適正に行われるよう、クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。